㈡　中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度について、次の見直しを行った上、その適用期限を二年延長することとした。（租税特別措置法第一〇条の三及び第四二条の六関係）

(1)　適用対象となる中小企業者を一定の中小企業者（適用除外事業者に該当するものを除く。）とする。

(2)　対象法人から、中小企業等経営強化法の認定等を受けた同法に規定する特定事業者等に該当する法人のうち㈤(2)の経営力向上計画に㈤(2)の特定機械装置等が記載されているものを除外する。

㈢　沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の特別税額控除制度について、認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度の廃止に伴う所要の整備を行った上、その適用期限を二年延長することとした。（租税特別措置法第四二条の九関係）

㈣　地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度について、機械装置及び器具備品の償却割合を一〇〇分の三五（改正前一〇〇分の四〇）に引き下げた上、その適用期限を三年延長することとした。（租税特別措置法第一〇条の四及び第四二条の一一の二関係）

㈤　中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度について、次の見直しを行った上、その適用期限を二年延長することとした。（租税特別措置法第一〇条の五の三及び第四二条の一二の四関係）

(1)　適用対象となる中小企業者を㈡の制度の中小企業者（適用除外事業者に該当するものを除く。）とする。

(2)　対象資産に、中小企業等経営強化法の認定を受けた中小企業者等のその認定に係る経営力向上計画に記載された特定機械装置等（建物の新設又は増設をする場合におけるその建物を含む生産等設備を構成するもので、経営の向上及び経営の規模の拡大に著しく資する一定の経営力向上設備等に該当する機械装置、工具、器具備品、建物等及びソフトウエアをいう。以下同じ。）のうち一定の規模のものを加えるとともに、その特定機械装置等について、その取得価額（一の生産等設備を構成する特定機械装置等の取得価額の合計額が六〇億円を超える場合には、六〇億円にその特定機械装置等の取得価額が当該合計額のうちに占める割合を乗じて計算した金額。以下「基準取得価額」という。）から普通償却限度額を控除した金額までの特別償却（建物等については、その基準取得価額の一〇〇分の一五（経営力向上が確実に行われるために必要な一定のものについては、一〇〇分の二五）相当額の特別償却）とその基準取得価額の一〇〇分の七（建物等については、一〇〇分の一（経営力向上が確実に行われるために必要な一定のものについては、一〇〇分の二）相当額の特別税額控除との選択適用ができる措置を講ずる。なお、一定の中小企業者等がその事業の用に供したもの（建物等を除く。）の特別税額控除割合は、一〇〇分の一〇とする。

(3)　対象資産に、食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律の認定に係る安定取引関係確立事業活動計画等に記載された経営力向上設備等を加える。

㈥　事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は特別税額控除制度について、次の見直しを行うこととした。（租税特別措置法第一〇条の五及び第四二条の一二の六関係）

(1)　情報技術事業適応設備及び事業適応繰延資産に係る措置は、適用期限の到来をもって廃止する。

(2)　生産工程効率化等設備に係る措置について、対象資産に、食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律の認定に係る環境負荷低減事業活動計画に従って行うエネルギー利用環境負荷低減事業適応のための措置として導入する生産工程効率化等設備を加える。

㈦　青色申告書を提出する法人で資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律の認定を受けたものが、同法の施行の日から令和一〇年三月三一日までの間に、当該認定に係る認定高度再資源化事業計画又は認定高度分離・回収事業計画（㈦において「認定計画」という。）に記載された廃棄物処理施設を構成する機械装置及び器具備品のうち、再資源化事業等の高度化に著しく資する一定のもの（一定の規模のものに限る。以下「再資源化事業等高度化設備」という。）の取得等をして、当該法人の高度再資源化事業又は高度分離・回収事業（以下「指定事業」という。）の用に供した場合には、その取得価額（その認定計画に従って行う指定事業の用に供するために取得等をする再資源化事業等高度化設備の取得価額の合計額が二〇億円を超える場合には、二〇億円にその指定事業の用に供した再資源化事業等高度化設備の取得価額が当該合計額のうちに占める割合を乗じて計算した金額）の一〇〇分の三五相当額の特別償却ができることとした。（租税特別措置法第四四条の六関係）

㈧　特定地域における工業用機械等の特別償却制度について、次の見直しを行うこととした。（租税特別措置法第一二条及び第四五条関係）

(1)　産業イノベーション促進地域に係る措置、国際物流拠点産業集積地域に係る措置及び経済金融活性化特別地区に係る措置について、認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度の廃止に伴う所要の整備を行った上、その適用期限を二年延長する。

(2)　沖縄の離島に係る措置、半島振興対策実施地域に係る措置及び離島振興対策実施地域に係る措置の適用期限を二年延長する。

㈨　保険会社等の異常危険準備金制度について、次の見直しを行うこととした。（租税特別措置法第五七条の五関係）

(1)　異常災害損失に係る保険の種類又は共済の種類について、異常災害による損失の発生の状況が類似する一定の保険又は共済については、一定の区分とする。

(2)　(1)の一定の区分の保険又は共済について異常災害損失が生じた場合には、当該区分に係る異常危険準備金を取り崩して、益金算入する。

㈩　探鉱準備金又は海外探鉱準備金制度について、その適用を受ける事業年度開始の日前五年以内に開始した各事業年度のいずれにおいても新鉱床探鉱費の支出を行わなかった場合には、改正前の規定による積立限度額から、次の(1)及び(2)の金額の合計額から次の(3)の金額を控除した残額（当該残額が改正前の規定による積立限度額に一〇〇分の二五を乗じて計算した金額を超える場合には、当該計算した金額）を控除することとした上、その適用期限を三年延長することとした。（租税特別措置法第二二条及び第五八条関係）

(1)　積み立てられた事業年度終了の日の翌日から五年を経過した探鉱準備金又は海外探鉱準備金の取崩しによる益金算入額

(2)　探鉱準備金又は海外探鉱準備金の任意の取崩しによる益金算入額

(3)　新鉱床探鉱費の額及び探鉱用機械設備又は海外探鉱用機械設備の償却額の合計額

㈠　農業経営基盤強化準備金制度について、農用地の取得に係る準備金の取崩事由につき次に掲げる農用地の取得をした場合とした上、その適用期限を二年延長することとした。（租税特別措置法第二四条の二及び第六一条の二関係）

(1)　農業経営基盤強化促進法に規定する認定計画（㈡及び㈢において「認定計画」という。）の定めるところにより取得をする㈢の特例の農用地

(2)　農用地（認定計画の定めるところにより取得をするものを除く。）

㈢　農用地等を取得した場合の課税の特例について、対象となる農用地を、認定計画の定めるところにより取得をする農用地で農業経営基盤強化促進法に規定する地域計画にその事業者が利用するものとして定められたもの（改正前認定計画の定めるところにより取得をする農用地）に限定することとした。（租税特別措置法第二四条の三及び第六一条の三関係）